

練馬区の権利擁護支援に関する現状と課題 (案)

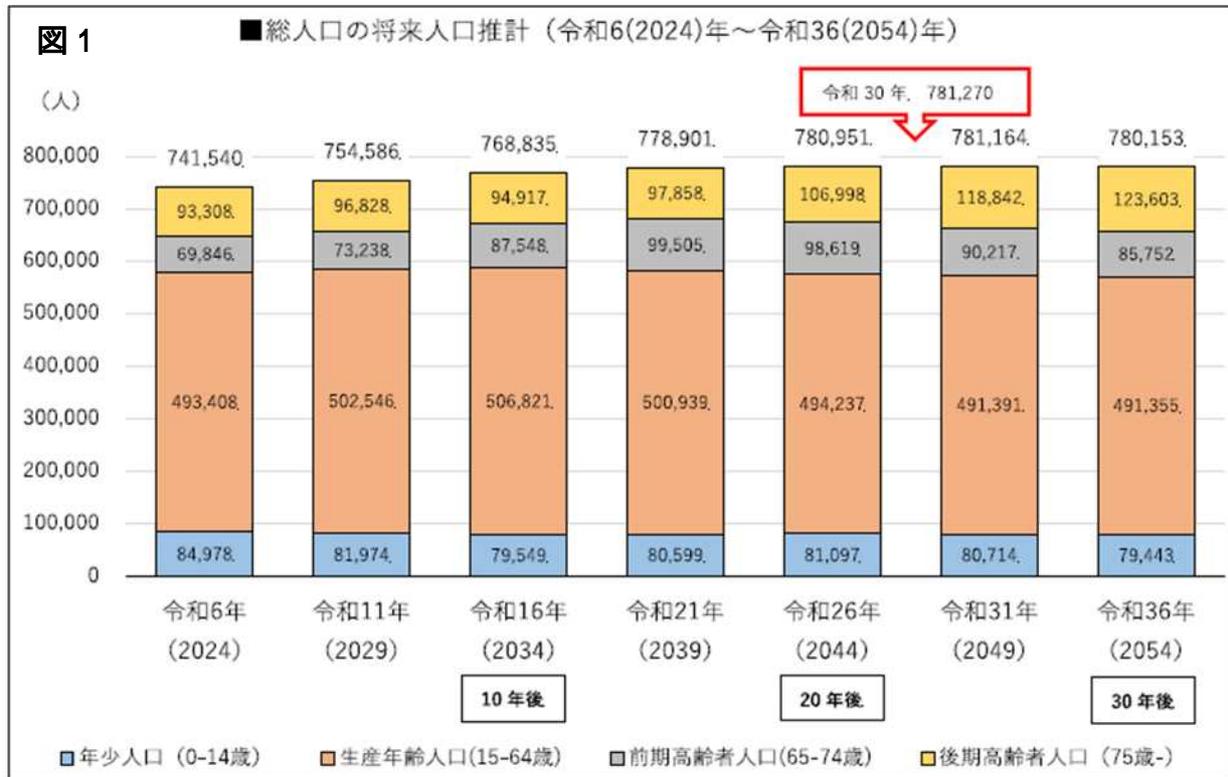
- 1 基礎数値 P2
- 2 現状と課題 ... P6

1 基礎数値

【練馬区の将来推計人口】(1) 大江戸線延伸を考慮した総人口の推移

大江戸線の延伸は、鉄道空白地域を改善し、人口の増加が見込まれます。人口増加の試算を行った結果、延伸地域では、約 2.1 万人増加する可能性があることが分かりました。

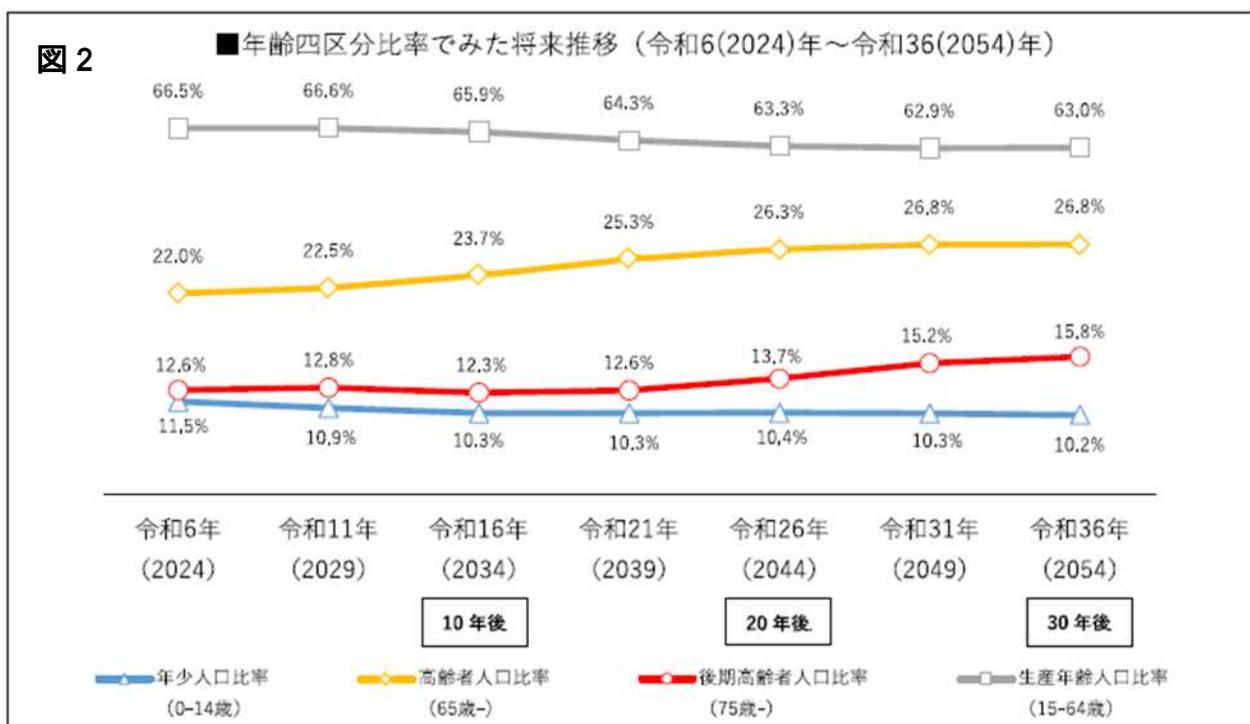
大江戸線延伸を考慮した人口推計では、総人口が、約 25 年後の令和 30 年に約 78 万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。



資料：第3次みどりの風吹くまちビジョン 基本計画・アクションプラン（戦略計画）案（令和6年3月）

【練馬区の将来推計人口】(2) 総人口の年齢構成比の推移（大江戸線延伸を考慮）

年少人口比率（ ）生産年齢人口比率（ ）が低下し、高齢者人口比率（ ）後期高齢者人口比率（ ）の比率が上昇していくことが分かります。



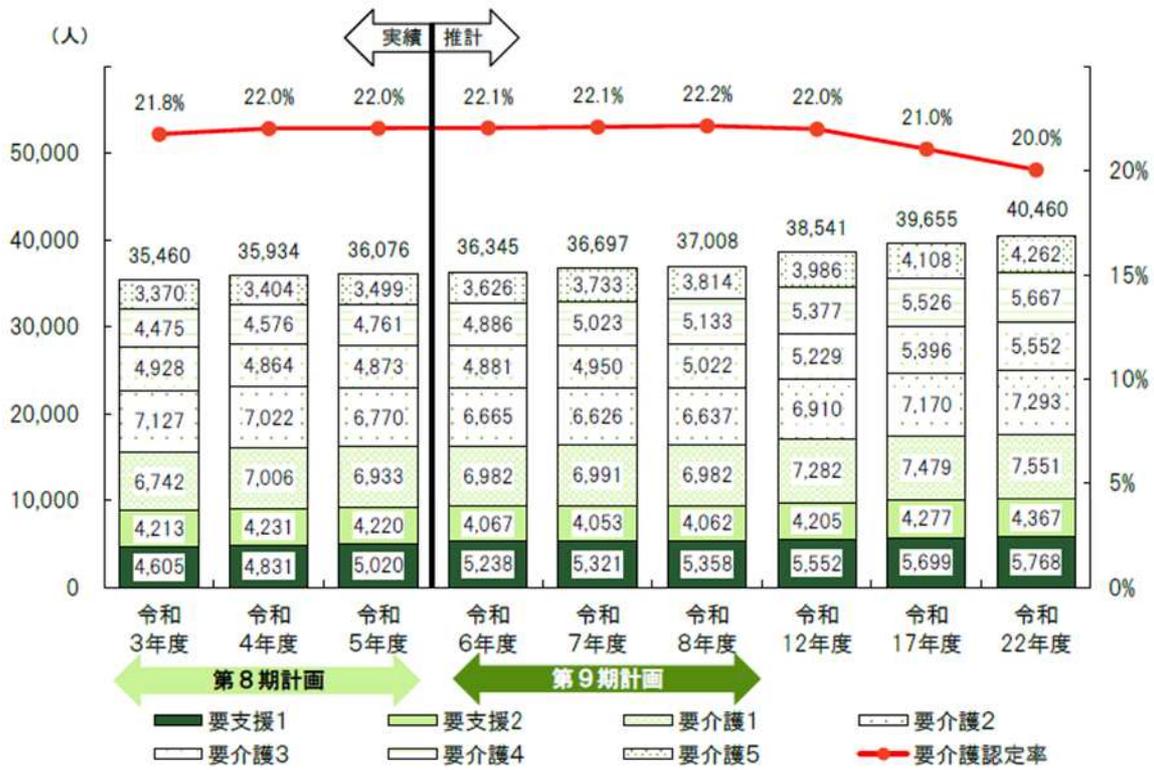
資料：第3次みどりの風吹くまちビジョン 基本計画・アクションプラン（戦略計画）案（令和6年3月）

1 基礎数値

【練馬区の高齢者】(1) 要介護認定者の推移 (第1号被保険者)

要介護認定者は緩やかに増加する見込みです。要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある方は8割を占めており、半数の方が見守り等の日常生活上の支援を必要とする状況です。

図3 ■要介護認定者数の推移 (第1号被保険者)

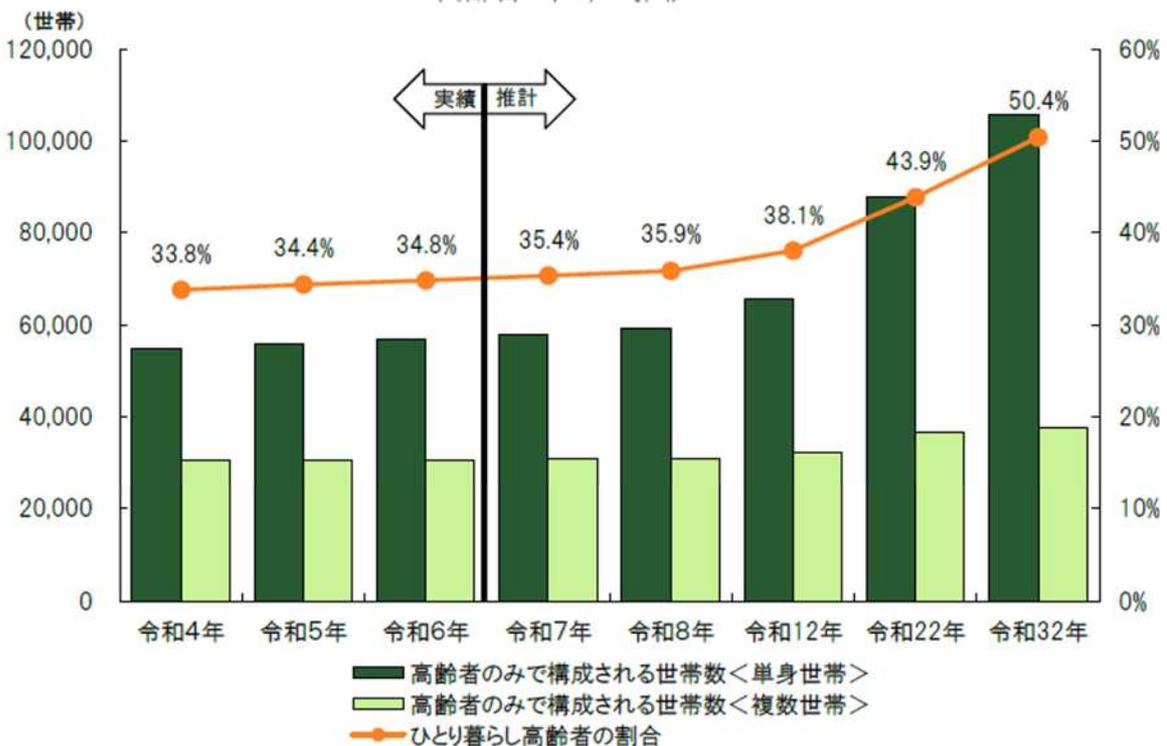


資料：第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案（令和6年2月）

【練馬区の高齢者】(2) 高齢者(65歳以上)世帯構成の推移

令和32年(2050年)には、高齢者の複数世帯がほぼ横ばいであるのに対し、ひとり暮らし高齢者は増加し、高齢者の2人に1人はひとり暮らし高齢者となる見込みです。

図4 ■高齢者の世帯の推移



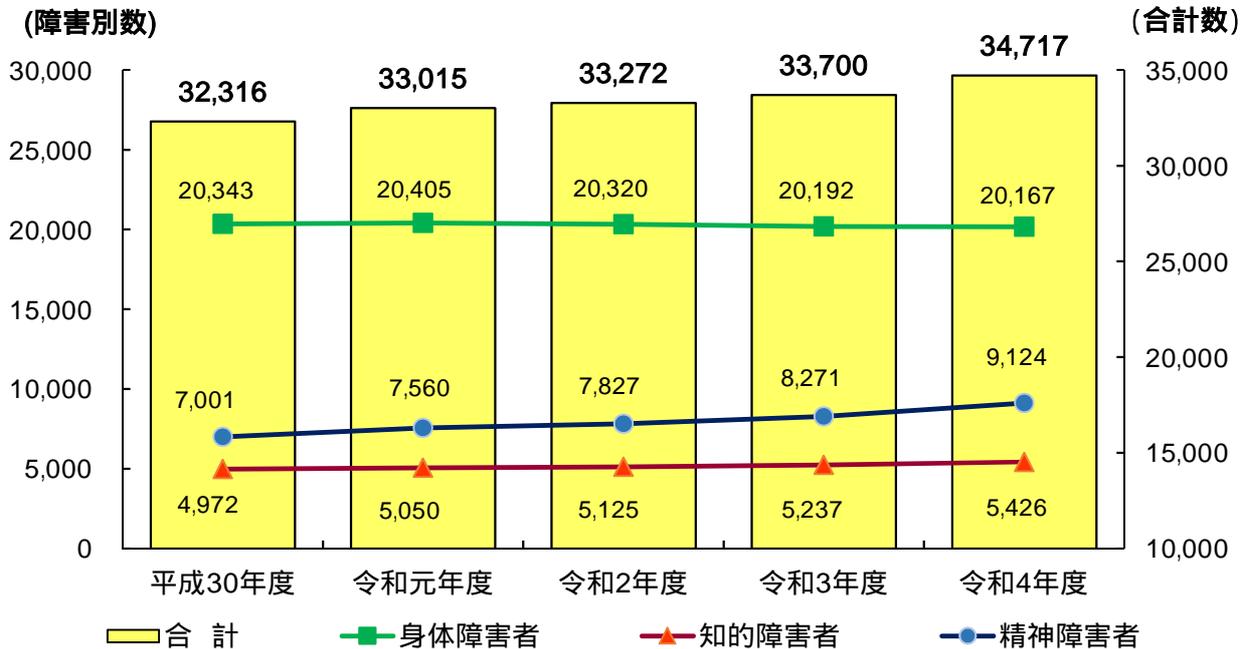
資料：第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案（令和6年2月）

1 基礎数値

【練馬区の障害者】手帳保持者数・手帳保持者の状況

障害者の範囲拡大、高齢化社会、医療発展などにより、手帳保持者数が増加しており、平成30年度から令和4年度までの5か年で7.4%増加しています。特に、精神障害者の増加率が高くなっています。

図5

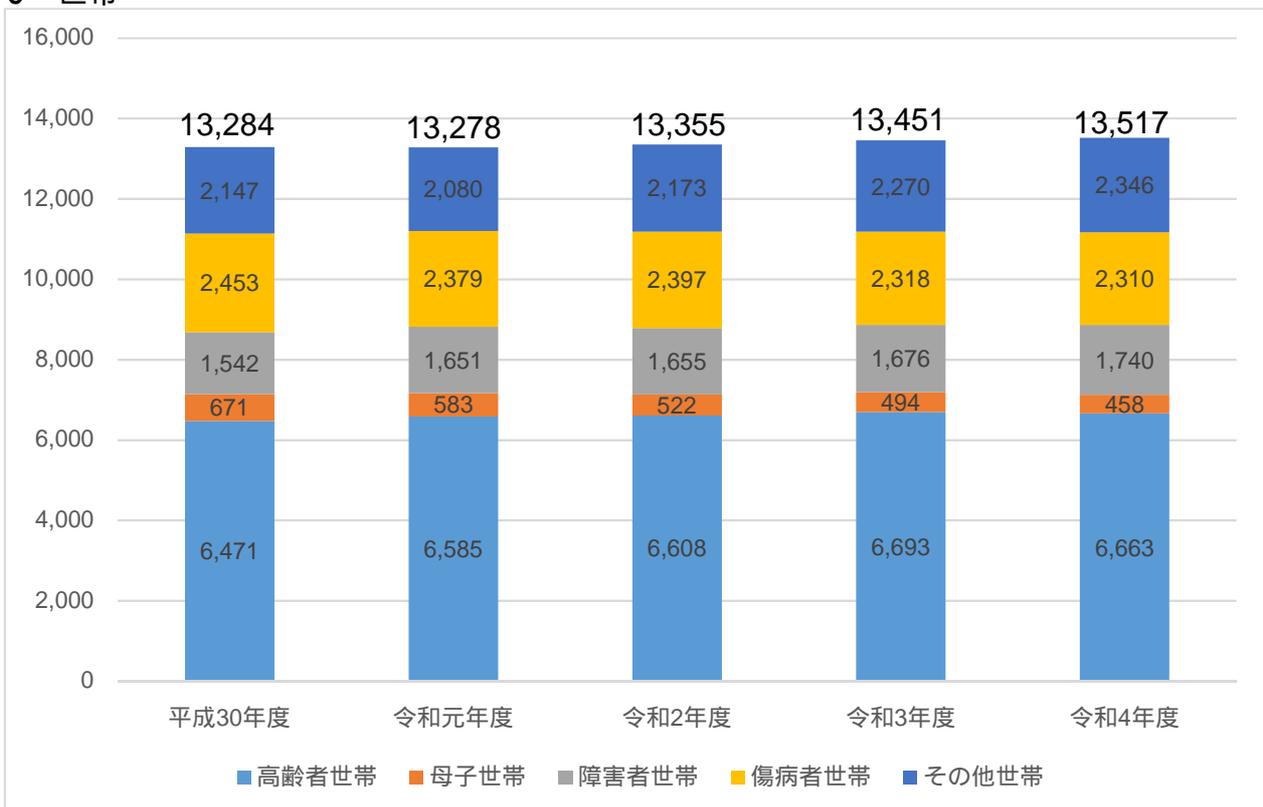


資料：練馬区障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画素案（令和5年12月）

【練馬区の生活保護】被保護世帯の世帯類型別構成の推移

過去5年間の被保護世帯数は、僅かに増加しています。中でも、高齢者世帯および障害者世帯数が増加しています。

図6 世帯



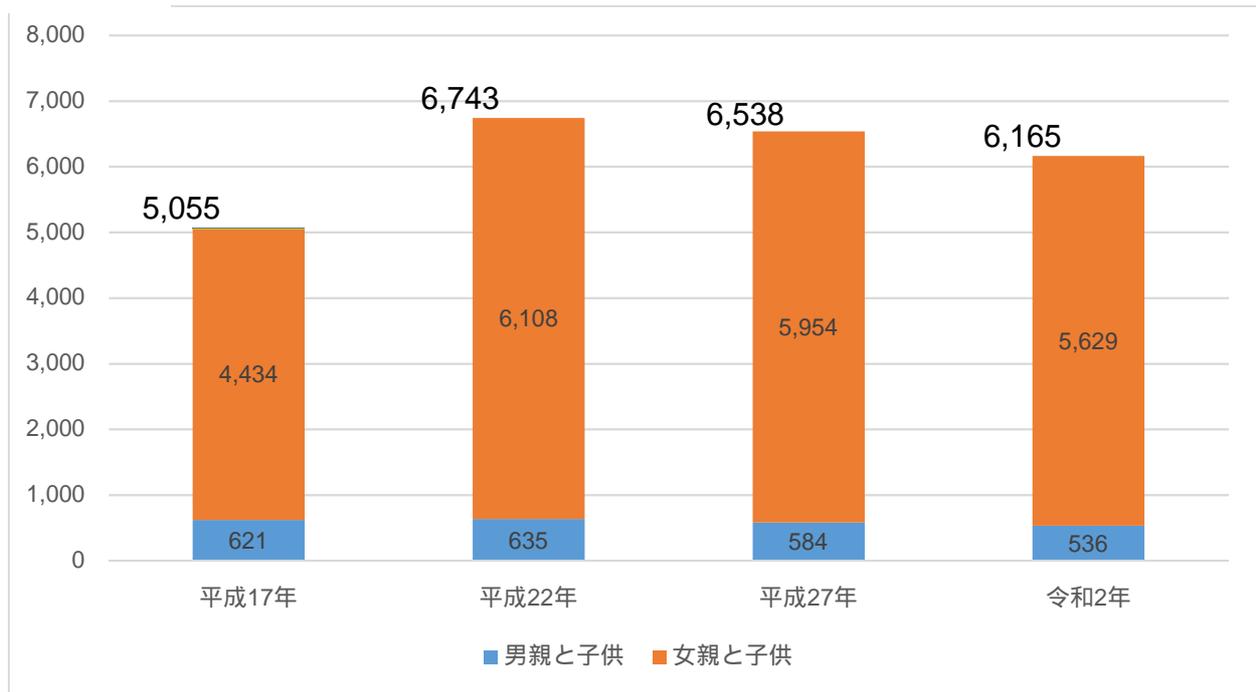
資料：被保護者調査（月別概要）をもとに作成

1 基礎数値

【練馬区のひとり親】18歳未満の家族のいる世帯数の推移

ひとり親世帯は、平成17年から22年にかけて1,688世帯増加したものの、平成22年から令和2年にかけては578世帯減少しました。

図7 世帯



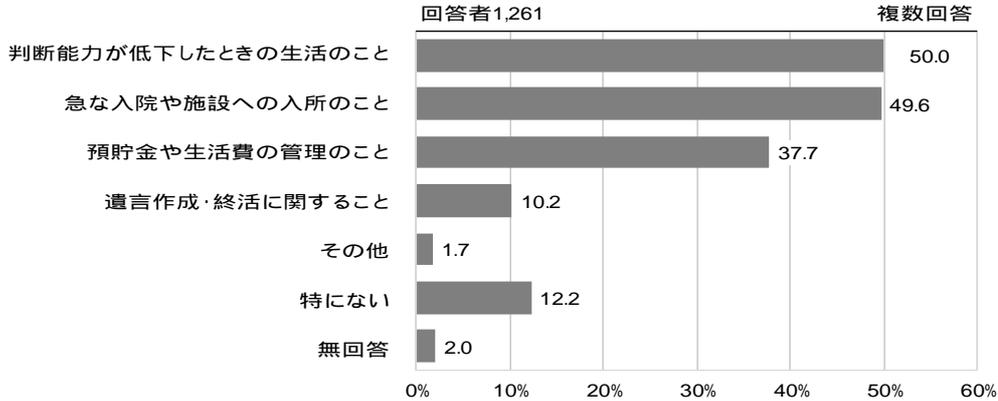
資料：国勢調査（平成17、22、27、令和2年）をもとに作成

2 現状と課題 権利擁護が必要な方への支援体制を充実する

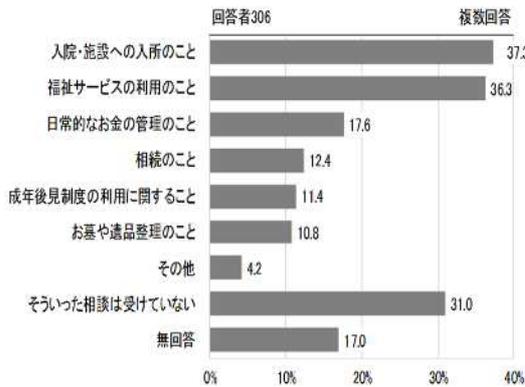
「もしも」に備えたサービスの提供 (1) 将来への備え

将来の備えとしての不安は、「判断能力が低下したときの生活のこと」(50.0%)が最も多く、次いで「急な入院や施設への入所のこと」(49.6%)、「預貯金や生活費の管理のこと」(37.7%)となっています。また、関係団体および関係者調査においても、「入院や施設入所に関する相談」が最も多くなっています。

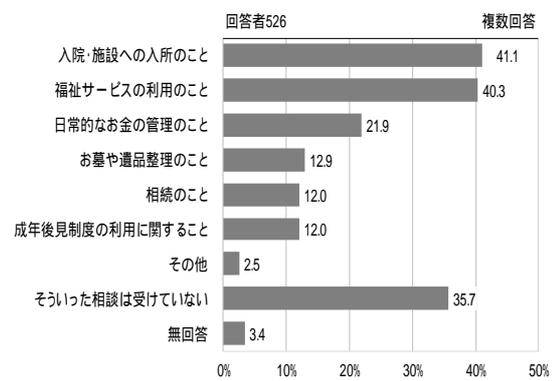
【区民ニーズ調査 将来への備えとして不安なこと】



【関係団体調査 相談実績】

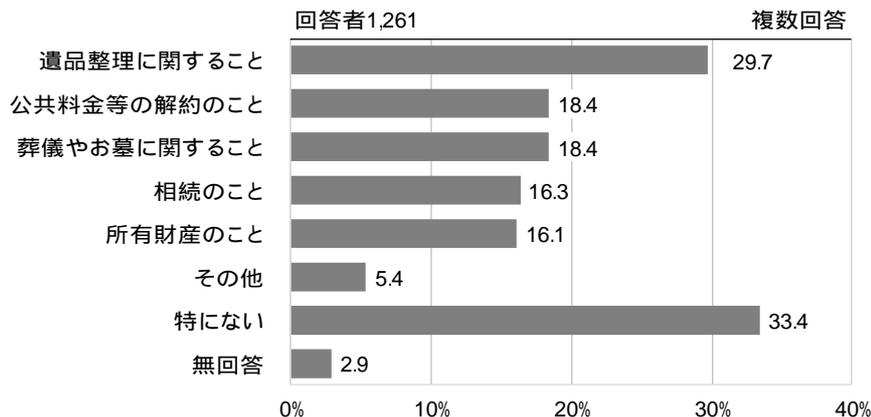


【関係者調査 相談実績】



「もしも」に備えたサービスの提供 (2) 亡くなった後の不安

亡くなった後の不安なことは、「遺品整理に関すること」(29.7%)、「公共料金等の解約のこと」(18.4%)、「葬儀やお墓に関すること」(18.4%)が多くなっています。

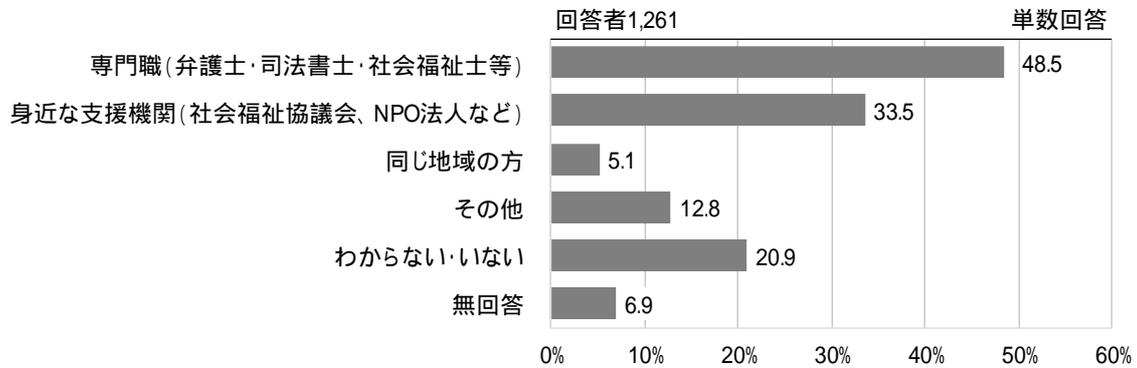


資料：練馬区の地域福祉を推進するための区民ニーズ調査（令和5年10月実施）

2 現状と課題 権利擁護が必要な方への支援体制を充実する

「もしも」に備えたサービスの提供 (3) 相談先

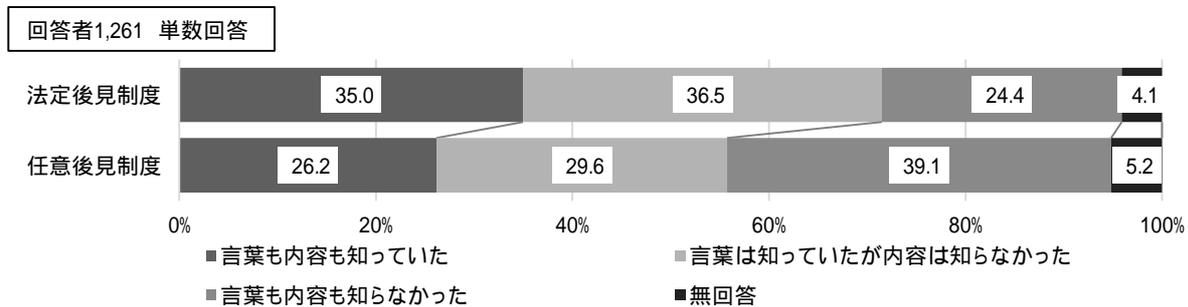
将来の備えとしての不安や亡くなった後の不安を相談したい相手は、「専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）」（48.5%）が最も多く、次いで「身近な支援機関（社会福祉協議会、NPO法人など）」（33.5%）となっています。



資料：練馬区の地域福祉を推進するための区民ニーズ調査（令和5年10月実施）

成年後見制度の普及・啓発 (1) 認知度

法定後見制度、任意後見制度について、「言葉を知っている」と回答した方はそれぞれ71.5%、55.8%となっています。一方、「内容を知っている」と回答した方はそれぞれ35.0%、26.2%となっています。

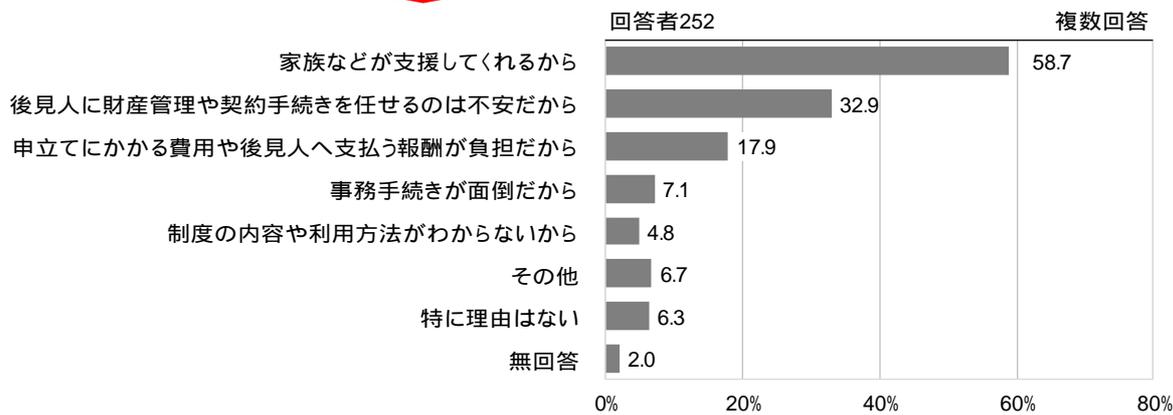
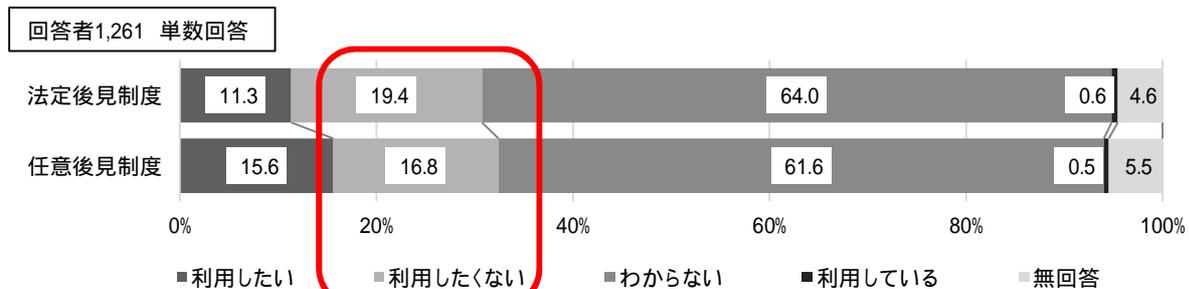


資料：練馬区の地域福祉を推進するための区民ニーズ調査（令和5年10月実施）

2 現状と課題 権利擁護が必要な方への支援体制を充実する

成年後見制度の普及・啓発（2）制度利用意向

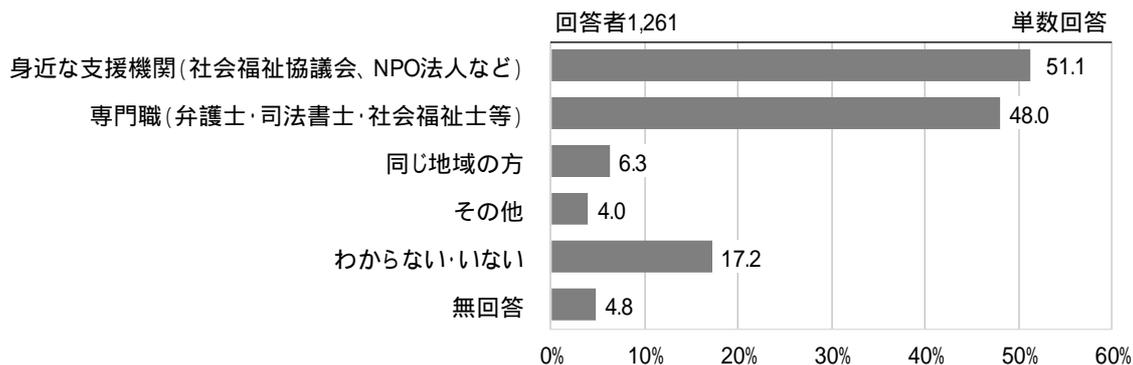
法定後見制度、任意後見制度の利用意向については、どちらも「わからない」が最も多く、60%を超えています。成年後見制度の内容を知っている方が少ないため、利用をしたい・したくないという判断が難しいと考えられます。また、「利用したくない」が「利用したい」を上回っており、その理由として最も多い回答が「家族などが支援してくれる」(58.7%)となっており、次いで「後見人に財産管理等を任せることが不安」(32.9%)、「申立費用や報酬の支払いが負担」(17.9%)となっています。



資料：練馬区の地域福祉を推進するための区民ニーズ調査（令和5年10月実施）

成年後見制度の普及・啓発（3）支援者

身近に支援できる親族などがいない場合に支援してほしい相手は、「身近な支援機関（社会福祉協議会、NPO法人など）」(51.1%)が最も多く、次いで「専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）」(48.0%)となっています。今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加すると見込まれており、専門性のある機関に支援をしてほしいと考えている方が多いようです。



資料：練馬区の地域福祉を推進するための区民ニーズ調査（令和5年10月実施）

2 現状と課題 権利擁護が必要な方への支援体制を充実する

【練馬区の主な事業および実績（令和4年度末時点）】

- 1 成年後見制度の利用支援
 - (1) 相談受付件数
令和2年度 14,433 件
令和3年度 14,906 件
令和4年度 15,212 件
 - (2) ネットワーク連絡会開催 累計 5回
 - (3) 検討支援会議開催 累計 31回
- 2 法人後見や市民後見人等の活用推進
 - (1) 法人後見受任件数 累計 4件
 - (2) 市民後見人登録者数 累計 81人
市民後見人受任件数 累計 29人
 - (3) ねりま後見人ネットだよりの発行 累計 6回
 - (4) 親族後見人への個別相談受付 累計 680件
- 3 権利擁護支援事業の充実
 - (1) 地域福祉権利擁護事業利用者数（年度末時点）
令和2年度 159名
令和3年度 161名
令和4年度 163名
 - (2) 財産保全・手続き代行サービス利用者数（年度末時点）
令和2年度 30名
令和3年度 29名
令和4年度 30名
- 4 その他
成年後見人等に対する報酬助成件数
令和2年度 52件
令和3年度 65件
令和4年度 75件

【国の動向】第二期成年後見制度利用促進基本計画において区市町村に求められる推進事業

- 1 任意後見制度の利用促進
市区町村および中核機関において、地域連携ネットワークを活かした制度の周知・相談のしくみづくりを担う。
- 2 市民後見人の活躍の場の促進
市民後見人養成研修修了者の活用の受け入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- 3 成年後見制度利用支援事業の推進
制度を必要とする人が利用できるよう、事業対象として広く低所得者を含めることや、市区町村申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用および報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなどが期待される。

【練馬区の課題（案）】

1 成年後見制度がどのような制度か内容を知っている方は、言葉を知っている方の約半数となっており、制度の認知度には課題がある。

今後、認知症高齢者や障害のある方の増加に伴い、法定後見、任意後見ともに利用が必要な方が増加すると見込まれる。制度を正しく理解していただき、必要な方が安心して利用できるよう、中核機関が中心となり、行政機関や専門職団体だけでなく、町会・自治会等の地域団体、金融機関等の民間団体と連携して普及・啓発およびネットワークの強化を図る。

2 成年後見制度を「利用したい」と回答した方が、法定後見制度・任意後見制度でそれぞれ11.3%、15.6%と低い数値となっている。また、「利用したくない」と回答した方の理由として、家族などによる支援を望む方や、後見人に財産管理等を任せることに不安を感じている方が多い。

(1) 支援者となる家族などが安心して円滑に制度を利用できるよう、支援の充実を図る。

(2) 後見人選任に対する不安解消の一つとして、後見人候補者の選択肢を増やし、候補者の充実を図るため、法人後見を実施する団体への財政的支援や市民後見人の活用を含めた人的支援を検討する。

3 将来への備えについて、判断能力が低下したときの生活のことや、急な入院や施設への入所に関して不安を感じている方が多い。

(1) 判断能力が低下する前にあらかじめ契約し、もしもに備えられるサービスが必要である。

(2) 令和6年度に終活相談窓口を設置し、様々な相談を受ける中で権利擁護に関するニーズを把握して成年後見制度の利用に至る前のサービスの拡充や新たなサービスの実施に繋げていく。